

# 税務情報

# スイスとの租税条約 - 改正議定書の発効

財務省は 11 月 1 日、2021 年 7 月 16 日に署名された「所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書」(以下、改正議定書)を発効させるために必要な相互の通告が 10 月 31 日に完了したことを公表しました。

これにより、改正議定書は **2022** 年 **11** 月 **30** 日(相互の通告が完了した日の後 **30** 日目の日)に効力を生じ、原則として、以下のように適用されることとなります。

| 日本  | 課税年度に基づいて<br>課される租税   | <b>2023</b> 年 <b>1</b> 月 <b>1</b> 日以後に開始する<br>各課税年度の租税 |
|-----|-----------------------|--|
|     | 課税年度に基づかない<br>で課される租税 | 2023年1月1日以後に課される租税                                     |
| スイス | 源泉徴収される租税             | 2023 年 1 月 1 日以後に支払われ、<br>又は貸記される額                     |
|     | その他の租税                | <b>2023</b> 年 <b>1</b> 月 <b>1</b> 日以後に開始する<br>各課税年度    |

上記にかかわらず、この改正議定書により改正される相互協議手続規定(第 25 条 1)及び仲裁手続規定(第 25 条  $5\sim12$ )は、以下のように適用されることとなります。

| 相互協議手続規定 | 対象となる租税が課される日又はその課税年度にかか<br>わらず、 <b>2022</b> 年 <b>11</b> 月 <b>30</b> 日から適用される。   |
|----------|--|
| 仲裁手続規定   | <ul> <li>2022年11月30日から次のものについて適用される。</li> <li>・2022年11月30日において、両締約国の権限のある当局による検討が行われている事案<br/>(その事案の未解決の事項は、2022年11月30日の後3年を経過するまでは、仲裁に付託されない。)</li> </ul> |



• **2022** 年 **11** 月 **30** 日の後に両締約国の権限のある当局による検討が行われる事案

#### 《財務省プレスリリース》

## スイスとの租税条約を改正する議定書が発効します

この改正議定書は、1971年に発効(2011年に一部改正が発効)した現行の租税 条約の一部を改正するものです。

改正議定書の主な内容は、KPMG Japan Tax Newsletter「スイスとの租税条約 - 改正議定書の署名」(2021 年 8 月 2 日発行)にてお知らせしています。

なお、日本及びスイスの両政府は BEPS 防止措置実施条約 (\*) に署名していますが、いずれの政府も現行条約を BEPS 防止措置実施条約の対象租税協定として選択していません。したがって、BEPS 防止措置実施条約は現行条約及び改正議定書のいずれにも適用されませんが、改正議定書の一部の条項は、BEPS 防止措置実施条約に沿ったものとなっています。

(\*) 正式名称は「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約」(Multilateral Convention to Implement Tax Treaty Related Measures to Prevent Base Erosion and Profit Shifting)





# KPMG

#### KPMG 税理士法人

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL: 03-6229-8000 FAX: 03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL: 06-4708-5150 FAX: 06-4706-3881

〒450-6426

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12

大名古屋ビルヂング**26F** TEL: 052-569-5420 FAX: 052-551-0580

〒600-8216

京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町843-2

日本生命京都ヤサカビル**7F** 

TEL: 075-353-1270 FAX: 075-353-1271 〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-1-22

広島興銀ビル7F TEL: 082-241-2810 FAX: 082-241-2811

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神1-12-14

紙与渡辺ビル4F TEL: 092-712-6300 FAX: 092-712-6301

## info-tax@jp.kpmg.com home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めて おりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナル が特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2022 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.